

会議	世田谷区福祉有償運送運営協議会 (令和元年度第2回)		日時	令和2年2月6日(木)10時00分～12時00分	
			会場	世田谷区役所第1庁舎 1・B・1会議室	
協議会委員	出席者	吉村(株式会社 グリーンキャブ)	説明者	山本(NPO法人 国際福祉環境推進機構)	
		吉田(さくら介護タクシー)		櫻井(NPO法人 ハートフルかみんぐ)	
		村井(世田谷区重症心身障害児(者)を守る会) 坂(世田谷区肢体不自由児(者)父母の会) 藤本(関東運輸局東京運輸支局運輸企画専門官) 野尻(関東旅客自動車交通労働組合連合会東京地方連合会)		隅(NPO法人 ヒューマンハーバー世田谷)	
		鬼塚(NPO法人 ハンディキャブを走らせる会) 御園生(NPO法人 はあと世田谷) 相川(世田谷ケアマネジャー連絡会) 加賀谷(世田谷区保健福祉部調整・指導課長) 三羽(世田谷区高齢福祉部高齢福祉課長) 堂下(世田谷区道路・交通政策部交通政策課長) 阿部(世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長) 会長	傍聴者	3事業者	
				1名	
				3名	
	事務局			堂馬・大作・多田	
	欠席者			0名	
出席者合計 20名					

1. 開会(会長)

【阿部会長】

- ・令和元年度第2回世田谷区福祉有償運送運営協議会を開会する。
- ・本協議会は13名中で構成されているが、全員の出席を頂き、「世田谷区福祉有償運送運営協議会設置要綱」第6条に定める過半数の要件を満たしているため、本会を開催させていただくことを報告。
- ・出席委員の紹介。
- ・障害者地域生活課長(阿部)が会長として議事進行を行う。

2. 傍聴の確認・個人情報の取扱い

【阿部会長】

- ・本協議会は公開、会場内後方に傍聴席を設置。傍聴者の写真撮影、録音は禁止。また、議事の妨げになるような場合には退場させる場合あり。事務局は議事録作成のため録音する。議事録については、委員の個人名を入れたものを記録として残し、区ホームページ等で公開する。

3. 資料の確認について

【事務局 堂馬】

- ・事前に送付した資料及び本日机上に配布した資料の確認をする。事前に送付している資

料について、本日お持ちでない場合はお渡しするので、事務局にお申し出いただきたい。
(資料の確認 省略)

4. 世田谷区における福祉有償運送の必要性について

【事務局 堂馬】

資料1「世田谷区における移動困難者の状況について」について説明する。

この資料の冒頭にも記載してあるとおり、世田谷区での福祉有償運送の必要性を協議・判断するための各種データをまとめた基礎資料である。

まずは、移動制約者の状況を説明する。1.世田谷区における高齢者の状況では、「(1)高齢者人口」に記載のとおり、総人口が912,095人のところ、65歳以上が183,429人となっており、総人口に占める割合は20.11%となっている。「(2)介護保険の要介護認定者数」は、39,606人となっており、そのうち、予約料・迎車料補助券、ストレッチャー料免除券の対象者となる要介護3から5の方は、14,388人である。

次に「2.世田谷区における障害者の状況」について説明する。「(1)障害者数」につきましては、37,725人となっており、そのうち、「身体障害者手帳所持者の種別」として、所持者数を記載している。「(3)タクシー券の対象要件の対象者」として、障害種別ごとに手帳所持者数を記載しており、合計15,114人が対象となっている。

次に、「3.世田谷区における外出支援事業」について、世田谷区における外出支援事業の内容と実績を記載している。福祉タクシー券、自動車燃料費助成制度、予約料・迎車料補助券、ストレッチャー料免除券ともに、29年度に比べて、受給者数、決算額が若干減少している。また、「(5)福祉有償運送団体への支援」として、平成28年度から30年度にかけての団体数と補助金額の推移を記載している。なお、団体数の増減はない。

次に、「4.福祉有償運送の現状」について説明する。福祉有償運送の旅客の範囲は、資料記載のイ～ニの該当者で単独で公共交通機関を利用することができない者と規定しているため、福祉有償運送の該当となる移動困難者を全て把握することは困難だが、区内の状況に基づき、(1)の表を作成した。この表では、対象者全体68,668人中、1,137人が福祉有償運送を利用していることになるが、対象者全体には移動困難者ではない方も含まれおり、また、障害者手帳所持者と介護保険の認定者の重複もいるため、実際には対象者全体の数字は減少する。また、「(3)世田谷区の福祉有償運送団体の推移」には各団体における平成28年度から30年度までの会員数と運送回数の推移を記載し、「(4)には福祉有償運送の利用目的」を今回新たに記載した。各団体において、一定程度の会員登録者数を有し、運送回数も増えている状況があり、利用目的については、透析を含めた通院や通所といった決まった時間で定期的かつ継続的な利用が8割を超えているということなる。

最後に、「5.世田谷区における福祉有償運送の必要性」として、移動困難者の推計は困難であるが、障害者手帳所持者から介護保険該当年齢の方を除くと、移動困難者は約46,000人と推定している。そのうち福祉有償運送を利用されている方は、1,137人であるので、約2.5%の方が利用していると考えられる。また、利用目的の多くは通院や通所といった定期的かつ継続的な利用となっており、近年、UDタクシーや介護タクシーが増えてきているが、こういった需要に対しては、福祉有償運送もサービス供給の一端を

担っており、このような現状を踏まえると世田谷区としては、引き続き福祉有償運送は必要であると考えます。

【阿部会長】質問はあるか。

【鬼塚委員】世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」で事務局を行っている。世田谷区における福祉輸送に一般タクシーがどれくらい利用できるかを調査したので、報告したい。「そとでる」の利用登録者は約6,000名で、毎月300件程度送迎の依頼があり、介護タクシーや福祉有償運送の車いすで乗車できる福祉車両の配車を実施しているが、一般タクシーのセダン車両に乗車可能な利用者からの送迎依頼も増えている。そこで「そとでる」では、世田谷区の福祉タクシー券が利用できる一般タクシーの47事業者へ、「そとでる」から送迎の依頼や、利用者への紹介が可能かどうか確認するため、調査を行った。27事業者から回答を貰い回答率は57%であるが、その結果、高齢や障害のある方で一般タクシーに乗車できる利用者でも、通院などで一か月単位の事前予約が困難であったり、障害のある方や介護認定の高齢者の一人乗りの対応が十分できないという回答結果から、タクシー事業者だけでは移動困難者のニーズに十分に 대응することができず、福祉有償運送がその分のニーズに答えていることが分かった。また、今後、高齢者や障害のある方々も一般タクシーが使えれば、外出の選択肢が広がるので、一般タクシーの対応の改善を、運輸支局殿からも指導してほしい。

【吉村委員】先ほどの調査回答について、グリーンキャブが未回答となっている。こういった調査は本社で対応するので、営業所ではなく、本社に送ってほしい。

【鬼塚委員】了解した。

【阿部会長】他になければ協議会として、福祉有償運送の必要性について確認したということでしょうか。

【全員】了解した。

5. 登録更新の協議について

【阿部会長】

- ・本日は、登録更新が3法人あり、それぞれ説明を行う。
- ・委員の方にはそれぞれの立場からの、有償運送に関するご意見等を述べるようご協力をお願いします。
- ・それでは、法人の更新協議に入る。本日は3団体の更新協議があるため、各団体の協議は1団体20分程度で進めることとするが、まずは、事務局より、法人から提出があった書類の内容を説明する。

【事務局 堂馬】

- ・資料2「法人の福祉有償運送事業の要件確認表」は各法人の要件をまとめている資料である。3団体すべて運送区間は世田谷区を発着する区域で、利用料金は出庫から帰庫までの算出となっている。
- ・資料3「各法人の利用料金と運行実績」では、令和元年11月の運行実績を基に算出している。更新の3団体と参考にタクシー運賃を示している。
- ・「国際福祉環境推進機構」の運行実績の平均は、出庫帰庫時間が31分、距離7km利

用料金が1412円となっている。「ハートフルかみんぐ」は出庫帰庫時間66分、距離12km、利用料金が1,896円となっている。「ヒューマンハーバー世田谷」は出庫帰庫時間が130分、距離17.6km、利用料金は2,745円となっている。月によって数字の変動はあるが、概ねタクシー運賃と比較し半額程度の利用料金となっている。

【阿部会長】質問はあるか。

【吉村委員】資料3の運行実績の平均について、タクシー運賃と比較しているが、タクシーでは、お客様からいただくのは実車距離の分だけなので、福祉有償運送の出庫・帰庫距離分でタクシー運賃を計算するのは誤りであり、この表で正しく比較できるのか？

【事務局 堂馬】タクシー運賃は実車時間、距離で算出されているが、福祉有償運送団体は、出庫から帰庫で算出しているのが、法人によっては、実車時間、距離を記録していないところもある。しかし、実際支払う金額の比較ということで、タクシー運賃は、距離のみで計算しているが、本来、福祉有償運送を利用する際は予約料も含まれるので、タクシー運賃にも予約料等を含めて計算することになる。想定できる実車時間、距離として、予約料、初乗り運賃、実車時間、距離を加味すると、「国際福祉環境機構」との比較では、約2,413円、「ハートフルかみんぐ」では、約3,513円になる。「ヒューマンハーバー世田谷」は実車時間、距離の記録がないため、実車を出庫から帰庫の半分と考え、実車距離8km、実車時間を60分とすると約6,365円になる。しかし福祉有償運送は、実車時間、距離の算出が義務付けられていないため、比較するため、距離のみで算出した。今後比較の資料については、検討していく。

【吉村委員】今の説明のタクシー運賃の算出について、距離と時間を両方たすことは誤りである。タクシー運賃は距離のみで計算されており、例えば「国際福祉環境推進機構」との比較のタクシー運賃は距離と予約料をあわせても約1,800円で、利用料金の1,412円と比較すると、利用料金は妥当とはいえないのではないか。

【事務局 堂馬】タクシー料金の算出については誤りがあった。しかし実車距離は月ごとに変動があり、近距離の乗車が多い月では、基本料金とあわせて割高になってしまう。そもそも運送の対価は実費の範囲内で設定することになっており、タクシー料金も同じだが、初乗り運賃は金額を高く設定せざるを得ない。また、ほとんどのNPO法人が基本料金1時間あたり1,000円程度で設定しており、遠距離利用の場合はタクシー料金と比べ、大幅に安くなると考える。ご指摘の通り、資料3の表では、正しく比較できていないので、運行実績の掲載方法等は検討する。

【藤本委員】表では福祉有償運送団体は月平均での距離、料金を算出しているのが、比較するのであればタクシー会社も同様に月平均の距離、料金でなければならない。なので、この表のような比較は必要ないのではないか。

制度として、比較する項目は基本料金とタクシーの距離・時間制の運賃が1/2を超えないことであるが、これは目安であり、超える場合は実費の範囲内であることを説明し協議することになっている。

【鬼塚委員】今回は登録更新の協議であり、対価については以前から承認されているので、協議する必要があるのか。

【藤本委員】タクシー料金との比較については今後検討していけばよいと思う。また、対

価の協議についても、過去に承認されているので、変更がなければ、ここで改めて協議する必要はないと思われる。

【吉村委員】対価の比較を指摘した経緯として、遠距離利用者は安いのに対し、近距離の利用者は割高になってしまうので、金額の是正ができればよいと思い発言した。

【阿部会長】比較の仕方については、事務局で関係機関と調整し、次回の協議会に向けて検討していくことでよろしいか。

【全員】了承。

【阿部会長】それでは、まず「NPO 法人国際福祉環境推進機構」の更新について協議を行う。代表者から、法人の概要、料金について説明をお願いしたい。

NPO 法人国際福祉環境推進機構

【NPO 法人国際福祉環境推進機構 山本氏】

- ・基本料金は1時間1,000円以内で行っており、例えば1時間利用し、40km走行した場合、基本料金と1kmあたり60円を合わせ、3,400円となり、タクシー料金と比較した場合は、安くなる。
- ・資料2の実車距離3.4kmとは事務局が野沢にあるため、三宿病院や自衛隊中央病院等へ通院する方の利用料金は安くなるが、先ほどの話の中で、タクシー料金との比較で、1/2程度にしなければいけないとあったが、そうなった場合、基本料金を200円程度に引き下げなければならない。そうなった場合経営できない。また、基本料金を時間ごとに見直すとなると、利用者への説明等混乱を招く場合がある。
- ・登録車両のうち1台が貨物車両であると指摘が前回の協議会でされているが、これは社会福祉協議会から譲り受けた車である。車検上は福祉車両ではないため、陸運局等に確認しても不明との回答だったため、今回写真も添付した。

【事務局 大作】補足する。前回更新の際、貨物車両での登録の場合は、福祉車両と分かる写真を添付するよう指示があったため今回添付した。

【阿部会長】質問はあるか。

【吉田委員】以前、4ナンバーを乗用車として使用してもよいのか。と質問したが、当時の国土交通省の方から、貨物でも回転シートがついていればいいとの回答だった。仮にトラックでも回転シートがついていた場合には認められるのか。

【藤本委員】福祉有償の制度ができた以前から、福祉車両としての使用が認められていた貨物車の場合は、構造等を確認の上、問題がなければ引き続き登録を認めている。

【阿部会長】回転シート等確認できる書類を添付すれば、申請は認められるか。

【藤本委員】従前から使用しているため、認められる。

【阿部会長】了解した。他に意見が無ければ、協議会として協議が整ったということである。よろしいか。

【全員】了承。

【阿部会長】次に、「ハートフルかみんぐ」の更新について協議を行う。

NPO 法人ハートフルかみんぐ

【NPO 法人ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

- ・当法人は、喜多見に所在しており、昨年の台風19号で成城、玉川等で避難指示が出た。その際に会員の方を夜間緊急で避難させた経緯があり、この経験から、会員の中で、多摩川が氾濫する危険があった場合には、今後、1階に住んでいる重度障害者の方を避難させられるように対応していきたい。
- ・配車アプリ等が普及し、電話予約がとりにくいため、高齢者は情報弱者におかれている。また今後カーシェア等の普及により、高齢者や障害者を持つ家庭で、近い将来、自家用車を持たない傾向が増えてくる可能性がある。その際、福祉有償車両のニーズが増えてくると思われる。
- ・当法人は、土日、夜間時に相談できる窓口を設置しており、タウンページに掲載している。例えば夜間救急で病院に搬送され、帰りの車両が確保できないなどの相談が多く、できる限りで対応している。
- ・基本料金は出庫から帰庫の算出になっており、タクシー業界の算出方法と異なり、近距離の場合は、タクシーの料金と比べて、割高になってしまう旨は利用者へ説明している。

【阿部会長】質問はあるか。

【吉村委員】申請書類の利用対価比較表の運賃で20km²、900円とあるが、走行料と時間料を足しても2,900円にならないが。

【NPO法人ハートフルかみんぐ 櫻井氏】時間料を1時間30分で算出している。

【吉村委員】課金は1時間ごとではないのか。

【NPO法人ハートフルかみんぐ 櫻井氏】最初の1時間は一律で1,000円かかるが、以後30分ごとに500円を課金している。

【吉村委員】了解した。

【藤本委員】申請書類の会員名簿で前回の更新後新しく、会員になった方で平成30年1月15日と30年7月23日に登録した方で、登録理由がその他とあるが、状況を確認したい。

【NPO法人ハートフルかみんぐ 櫻井氏】一人では動けない方が会員となった。

【藤本委員】了解した。

【阿部会長】他に意見が無ければ、協議が整ったということによろしいか。

【全員】了承。

【阿部会長】最後に「ヒューマンハーバー世田谷」の更新について協議を行う。

NPO法人ヒューマンハーバー世田谷

【NPO法人ヒューマンハーバー世田谷 隅氏】

- ・当法人の基本料金は、時間料はなく、6km以下は1,020円であり、加算として1km170円、また待機料や介助料が発生する。
- ・対価変更も検討しているが、現在利用者が増えたため据え置くことにした。
- ・移動困難者が、いつでも移動できるように365日24時間対応をしている。
- ・現在法人車両は8台所持し、持込車両は6台で、計14台で稼働している。現在ドライバーは19名おり、1日10名程度で動いている。

・障害者の社会参加を促すことを目的に、バス旅行や、書道・俳句等を企画し、送迎している。

【阿部会長】質問はあるか。

【吉村委員】セダン車を利用する会員の目的はあるか。

【NPO 法人ヒューマンハーバー世田谷 隅氏】車いすを利用している会員であり、セダン車の場合、車高が低いため乗り降りしやすいと聞く。

【吉村委員】タクシー業界も利用者からUDタクシーより、セダン車がいいと聞く。ヒューマンハーバー世田谷でないといけない理由はあるか？

【NPO 法人ヒューマンハーバー世田谷 隅氏】24時間対応している。また、タクシーがなかなか通らず、自分でタクシーを手配することができない利用者が多い。

【吉田委員】私も介護タクシーを行っているが、利用が多いケースは、目的地まで行くためのタクシーが予約できず、こちらに連絡がくる。帰りは目的地にタクシーが待機しているの、行きのみ利用する方も多い。

【藤本委員】1台車検期限が近い車両があるが、更新は行ったか。

【NPO 法人ヒューマンハーバー世田谷 隅氏】更新済みである。

【吉村委員】役員名簿の記載が名前だけで住所等の記載がないが、区は把握しているのか。

【事務局 堂馬】東京都で認証されている団体であり、都が確認しているものと認識している。

【吉村委員】法人との連絡ツールはあるのか。

【事務局 堂馬】福祉有償団体へ補助金を交付しているので、事務担当の連絡先は把握している。

【阿部会長】他に意見が無ければ、協議が整ったということによろしいか。

【全員】了承。

【阿部会長】以上で協議団体の協議を終了した。事務局より事務連絡を行う。

【事務局 堂馬】次回の運営協議会は令和4年までない。なお、対価変更等の協議があった場合は協議会を開催するが、その際は改めて連絡する。

【阿部会長】以上で運営協議会を閉会する。

<閉会> 12:00 終了